

新ごみ処理施設技術検討委員会の運営に関する申し合せ事項

1 目的

本申し合せ事項は、新ごみ処理施設技術検討委員会(以下「本委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 会議の公開

(1) 委員会の会議は公開とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は非公開とすることができる。

- ① 法令若しくは条例等の定めなどにより、公にすることができないと認められるもの
- ② 特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- ③ 法人等に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。(ごみ処理施設の整備に係る技術上の秘密に関する内容を含む。)
- ④ 本委員会の審議、検討等に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

(2) 非公開の決定は、委員長が、委員会の同意を得て行う。

3 会議の傍聴

- (1) 本委員会を傍聴できる人数は、設置された傍聴席の数とする。ただし、委員長は、必要に応じ、これを増やすことができる。
- (2) 傍聴希望者が多数の場合には、先着順とする。ただし、東広島市・竹原市、大崎上島町の市民・町民を優先する。
- (3) 傍聴者は、受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。
- (4) 傍聴者が発言及び拍手等により可否の表明を行うなどの会議の進行の妨げとなる行為を行った場合には、委員長は会議の進行を妨げないよう注意し、なおかつこの指示に従わない場合には、その者を退席させることができる。

4 会議録の公開

会議録は要旨を公開する。ただし、発言者の氏名は非公開とする。

5 その他

本申し合わせ事項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。